

株式会社鈴木紙器 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月 31日までの 1年間

2. 内容

目標1：2022年 9月までに、所定外労働の削減効果検証するため、残業時間の管理表を再点検。ノー残業デーの実施確認。

<対策>

- 2022年 4月～ 2018年社内検討委員会の設置済（ISO委員と兼務。）
長時間労働を抑制、時間に対する観念を再点検。
間接業務、直接業務の所定外勤務時間の見える化の実施及び再点検。
就業規則（社員、パートタイマー）、育児・介護休業規定の改定。
- 2022年 5月～ 前年の所定外労働の現状を把握、残業時間の圧縮
- 2022年 5月～ 社内検討委員会での再検討、行動指針を社内へ周知する。
- 2022年 9月～ ノー残業デーの実施状況確認。

管理職への研修（年1回）。及び社内掲示板による社員への周知徹底。

目標2：2023年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 12日以上とする。

<対策>

- 2022年 4月～ 前年の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
有給休暇取得に関する法令の順守、再点検。
社内周知を徹底。
- 2022年 5月～ 社内検討委員会での取得を促すように社員に周知。
- 2022年 6月～ 有給休暇取得予定表の掲示により社内「見える化」を実施し、取得促進のための取組を確認。
- 2022年 10月～ 取得状況を検討委員会にて点検し再度社内への周知をする。